

平成 16 年 12 月 28 日
原子力安全・保安院電力安全課

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

「電気設備の技術基準の解釈」を次のとおり改正します。

1. 「電気設備に関する技術基準の解釈」の改正の概要

(1) 第33条【特別高圧配電用変圧器の施設】

第1項第三号「変圧器の2次電圧が高圧の場合は、高圧側に開閉器を施設し、かつ、容易に開閉できるようにすること。」を削除する。

2. 「電気設備の技術基準の解釈」の改正の内容

【特別高圧配電用変圧器の施設】(省令5条、第9条、第12条)

第33条 特別高圧電線路(第133条第1項に規定する特別高圧架空電線路を除く。)に接続する配電用変圧器(発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するものを除く。以下同じ。)を施設する場合は、特別高圧電線に特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用し、かつ、次の各号によること。(省令第5条第1項関連)

- 一 変圧器の1次電圧は35,000V以下、2次電圧は低圧又は高圧であること。(省令第9条関連)
- 二 変圧器の特別高圧側に開閉器及び過電流遮断器を施設すること。ただし、変圧器を次により施設する場合は、特別高圧側の過電流遮断器を施設しないことができる。(省令第9条関連)
 - イ 2以上の変圧器をそれぞれ異なる回線の特別高圧電線に接続すること。(省令第12条第2項関連)
 - ロ 変圧器の2次側電路には、過電流遮断器及び2次側電路から1次側電路に電流が流れたときに自動的に2次側電路を遮断する装置を施設し、当該過電流遮断器及び装置を介して2次側電路を接続すること。(省令第12条第2項関連)

三 (削除)